六　障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援等

児童発達支援	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、重症心身障害児等のニーズ、保育所や認定こども園、幼稚園等での障害児の受入状況、入所施設から退所した後に児童発達支援の利用が見込まれる障害児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。
放課後等デイサービス	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、重症心身障害児等のニーズ、放課後児童健全育成事業、小・中学校等での障害児の受入又は利用状況、入所施設から退所した後に放課後等デイサービスの利用が見込まれる障害児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。
保育所等訪問支援	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、重症心身障害児等のニーズ、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校等での障害児の受入又は利用状況、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。
居宅訪問型児童発達支援	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、重症心身障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。
福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、重症心身障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ等を勘案して、利用児童数の見込みを設定する。
障害児相談支援	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、重症心身障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ等を勘案して、利用児童数の見込みを設定する。
都道府県における医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数	医療的ケア児支援センターにおいて、医療的ケア児等の支援を総合調整するために必要となる配置人数の見込みを設定する。
市町村における医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	地域における医療的ケア児等の数の見込みを設定する。

七　発達障害者等に対する支援

発達障害者支援地域協議会の開催	地域の支援体制の課題の把握及び対応についての検討を行うために必要な開催回数の見込みを設定する。
発達障害者支援センターによる相談支援	現状の相談件数、発達障害者等のニーズのうち、市町村等での対応が困難であり発達障害者支援センターによる相談支援が真に必要と判断される数を勘案して、相談件数の見込みを設定する。
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言	現状の助言件数、発達障害者等のニーズのうち、市町村等での対応が困難な事例（強度行動障害やひきこもり等）に対する発達障害者支援センター又は発達障害者地域支援マネジャーの助言を必要とする数を勘案して、助言件数の見込みを設定する。
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発	現状の研修及び啓発状況を勘案し、個々の発達障害の特性に関する理解が図られるために必要な研修、啓発件数の見込みを設定する。
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）	現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、プログラムの実施者数（支援者）の見込みを設定する。
ペアレントメンターの人数	現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定する。
ピアサポートの活動への参加人数	現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、数の見込みを設定する。

八　高次脳機能障害者に対する支援

高次脳機能障害者支援センターの設置箇所数	高次脳機能障害者支援センターの設置箇所数の見込みを設定する。
高次脳機能障害者支援地域協議会の開催回数	地域の支援体制の課題の把握及び対応についての検討を行うために必要な開催回数の見込みを設定する。
高次脳機能障害者支援センターにおける支援コーディネーターの配置人数	高次脳機能障害者支援センターにおける支援コーディネーターの配置人数の見込みを設定する。
高次脳機能障害者支援センターにおける相談支援	高次脳機能障害者等のニーズのうち、市町村等での対応が困難であり高次脳機能障害者支援センターによる相談支援が真に必要と判断される数を勘案して、相談件数の見込みを設定する。
高次脳機能障害者支援センターの外部機関や地域住民への研修、啓発	現状の研修及び啓発状況を勘案し、個々の高次脳機能障害者の特性に関する理解が図られるために必要な研修、啓発件数の見込みを設定する。

九　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定する。
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定する。
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び活動状況の把握・評価	都道府県、障害福祉圏域、市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するための協議の場における目標設定並びに活動状況の把握及び評価の見込みを設定する。
心のサポーター養成研修実施回数	心のサポーターの養成のための心のサポーター養成研修の一年間の実施回数の見込みを設定する。